

宴会場・会議室等利用約款

ホテルマロウド筑波（以下「当ホテル」）では宴会場・会議室のご利用に関しまして以下の通り定めておりますので予めご了承下さい。

第1条 利用時間と料金

① 宴会場・会議室でのご利用開始から終了までのご契約時間に応じて、所定の料金をお支払い頂きます。又、ご利用時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が一時間までは無料でございますが、一時間を超える場合は超過時間に依りて追加室料をお支払い頂きます。

② ご契約時間を超過した場合は追加料金を頂きます。

但し、次の会場使用時刻との関係で、ご利用（超過）頂けない場合もございますので、予めご了承下さい。

③ 宴会場・会議室の時間は原則として「午前9時より午後9時30分迄」とさせて頂きます。

第2条 契約のお申し込み

当ホテルに宴会場・会議室のお申し込みをされる場合は次の事項をお申し出頂きます。

④ ご利用者名（お申し込み者名）及び住所・電話番号

⑤ 開催日及び開催時間並びにご利用人数

⑥ 宴会・会議名及びその趣旨

⑦ その他当ホテルが必要とする事項（備品等の利用・レイアウト等）

第3条 契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、契約のお申し込みに応じない場合がございます。

① 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により施設が使用出来ないとき。

② 宴会場・会議室ご利用者が、伝染病者と明らかに認められるとき。

③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

④ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。

⑤ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

⑥ 当ホテルのお客様に迷惑を及ぼす言動をした場合。

⑦ 当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

第4条 契約締結の解除

当ホテルは、次に掲げる場合において、ご利用前、ご利用中に問わず契約を解除する場合がございます。

① 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により施設が使用出来ないとき。

② 宴会場・会議室ご利用者が、伝染病者と明らかに認められるとき。

③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

④ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。

⑤ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

⑥ 当ホテルのお客様に迷惑を及ぼす言動をした場合。

⑦ 当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

⑧ 宴会場・会議室ご利用者が、法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあると判断した場合、或いは当ホテルのお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断した場合。

⑨ 本「利用約款」に違反された場合。

第5条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下『有料人数』と称します)につきましては原則として、開催日の3日前までに当ホテル担当係員にご連絡下さい。それ以降は手配が完了しておりますので、当日出席人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を請求させて頂きます。

第6条 お支払い

① 予約金（内金）

ご予約を頂きました際、宴会・婚礼・会議・その他催事の内容により、期限を定めて予約金（内金）をお支払い頂く場合がございます。金額は当ホテルより掲示させて頂きます。

② 精算

宴会場・会議室ご利用の料金は当日迄にご精算をお願い致します。

第7条 キャンセルポリシー（取消料）

すでにご契約頂いた宴会場・会議室を取消しされる場合には、下記により取消料を頂戴致します。

	取消料
61日前	0% 内金全額返金
開催当日の60日前までにお取り消しの場合	見積金額の10%
開催当日の59日前から30日前までにお取り消しの場合	見積金額の30%
開催当日の29日前から10日前までにお取り消しの場合	見積金額の50%
開催当日の9日前から4日前までにお取り消しの場合	見積金額の80%
開催当日の3日前から開催当日のお取り消しの場合	見積金額の全額

尚、期日に関わらずすべての場合におきまして、手配済みのものは実費請求させていただきます。

第8条 装飾等の手配

宴会・会議等に関する装飾・装花・引出物・看板・パンケットコンパニオン等につきましては当ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様のご都合で、ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、宴会等を円滑に運営する為、事前に当ホテルの了解を得た上でご手配下さいますようお願い致します。ホテル側に連絡のない場合には撤去をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。

第9条 損害賠償

- ① お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼されました業者の方々は、当館の施設、什器備品等に破損・損傷させることのないよう充分ご注意下さい。万一破損等が生じた場合は、その修復に関して当ホテルよりご指示致しますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、又はその損害賠償金をご負担頂きます。
- ② 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中システム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

第10条 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮頂きますようお願い致します。

- ① 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒
- ② 盲導犬等介護目的の動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類の持込み。
- ③ 発火又は引火性物品等の危険物の持込み。
- ④ 悪臭を発する物の持込み。
- ⑤ 法令又は公序良俗に反する行為及び当ホテルのお客様にご迷惑になる言動。
- ⑥ 備品、付属品の移動。
- ⑦ 使用目的以外のご利用。
- ⑧ 原則として飲食物の持込み。
- ⑨ その他法令で禁じられている行為。

第11条 免責事項

ホテル施設内及び駐車場の使用に際し、主催者お持込の備品、商品、現金、貴重品、その他物品の破損、又は盗難、事故に対しては、主催者の責任のもとに管理する事とし、ホテル側は一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当する事があった場合につきましてはお客様、弊社双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び弊社のいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、宴会、会議等の履行が不可能又は著しく困難になった時。
- ② 法令又は法令に基づく公権力の行使、若しくは関係官庁省の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、お客様及び弊社のいずれの責に帰する事のできない事由により宴会、会議の履行が不可能または著しく困難になった時。

第12条 個人情報の取扱い

弊社は個人情報保護に関連する法令を遵守し、お客様からご提供頂く個人情報を細心の注意を払って取り扱っております。

ホテルマロウド筑波